

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|             |  |
|-------------|--|
| 事故等番号       | 2015仙第25号  |
| 事故等種類       | 転覆   |
| 発生日時        | 平成27年4月28日 06時20分ごろ  |
| 発生場所        | 青森県大間町奥戸漁港西方沖<br>奥戸港北防波堤灯台から真方位270° 250m付近<br>(概位 北緯41° 29.66′ 東経140° 54.02′)  |
| 事故等調査の経過    | 平成27年4月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報        |  |
| 船種船名、総トン数   | 漁船 第五 <sup>やちよ</sup> 千代丸、3.19トン  |
| 船舶番号、船舶所有者等 | AM3-19901（漁船登録番号）、個人所有   |
| 乗組員等に関する情報  | 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定  |
| 死傷者等        | なし   |
| 損傷          | 機関及び機器類に濡損   |
| 事故等の経過      | <p>本船は、船長及び甲板員が乗り組み、奥戸漁港西方沖において、船首を南方に向けてうに籠漁を行っていた。</p> <p>本船は、船長及び甲板員が前部甲板に約400個のうに籠を揚げ終え、船長が、漁場を移動しようと操舵室に赴いたところ、後部甲板に海水が滞留しているのを認め、危険を感じて付近で操業中の僚船に無線で連絡しているうち、右舷側から波を受け、揚収したうに籠が左舷側に移動し、平成27年4月28日06時20分ごろ左舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>船長及び甲板員は、転覆と同時に落水し、付近で操業していた僚船に救助され、本船は、他の僚船によって奥戸漁港にえい航された。</p> |
| 気象・海象       | <p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5（最大瞬間風速約14m/s）</p> <p>海象：波向 西、波高 約1.5m、潮汐 低潮期</p>   |
| その他の事項      | <p>船長は、うに籠を投入するために移動しようと操舵室に赴くまで、船内に海水が滞留していることに気付かなかった。</p> <p>船長は、揚収作業の際、頭から波を被<sup>かぶ</sup>って作業を行っており、ふだんよりうに籠を揚げるのが大変で、後部甲板の状況まで気が回らなかった。</p> <p>本船が所属する漁業協同組合（以下「本件漁協」という。）は、奥戸漁港沿岸のうに籠漁の出港時間を定めており、本事故当時、付近には約50隻のうに籠漁船が操業していた。</p> <p>本件漁協は、本事故当日の海上模様を確認し、うに籠漁船の出港時間を約30分遅らせていた。</p>         |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>船長が僚船に救助の無線連絡をした際、本件漁協の職員が無線内容を聞き、消防本部に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していた。</p>   |
| <p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、奥戸漁港西方沖において、うに籠漁の操業中、後部甲板に海水が滞留している状況で右舷側から波を受け、前部甲板上に揚収したうに籠が移動したことから、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、前部甲板においてうに籠の揚収作業を行っていて、後部甲板の状況を見ていなかったことから、後部甲板に海水が滞留したことに気付かなかったものと考えられる。</p> |
| <p><b>原因</b></p>   | <p>本事故は、本船が、奥戸漁港西方沖において、うに籠漁の操業中、後部甲板に海水が滞留している状況で右舷側から波を受け、前部甲板上に揚収したうに籠が移動したため、左舷側に傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>   |
| <p><b>参考</b></p>   | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒天時に操業する際は、船内に海水が滞留することのないよう注意すること。</li> </ul>   |